

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 125 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、原則として平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【今回の法改正の考え方】

国民健康保険税に係る課税限度額を引上げ、歳入の確保に努めるとともに、低所得者に対する国民健康保険税軽減対象世帯のうち、5 割及び 2 割軽減措置対象世帯の拡充を図ります。

【主な条例改正の内容】平成 30 年度分の国民健康保険税から適用

（１）課税限度額(上限額)の引上げ〔政令第 56 の 88 の 2 関係〕

国民健康保険税の限度額を次のとおり引き上げました。

	平成 29 年度	平成 30 年度(改正後)
基礎課税分（医療分）	540,000 円	<u>580,000 円</u>
後期高齢者支援金分	190,000 円	190,000 円
介護保険分	160,000 円	160,000 円
合 計	890,000 円	930,000 円

（２）5 割・2 割軽減対象世帯の基準額の改定〔政令第 56 条の 89 関係〕

5 割・2 割軽減対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり引き上げました。

区分	乗すべき金額	
	平成 29 年度	平成 30 年度（改正後）
5 割軽減	270,000 円	<u>275,000 円</u>
2 割軽減	490,000 円	<u>500,000 円</u>

【判定基準額】

$$5 \text{ 割軽減} = 330,000 \text{ 円} + (\underline{275,000 \text{ 円}} \times \text{被保険者数})$$

$$2 \text{ 割軽減} = 330,000 \text{ 円} + (\underline{500,000 \text{ 円}} \times \text{被保険者数})$$

【今回の改正による被保険者への影響】

(1) 1人世帯で課税限度額となる所得(40～64歳の場合)

課税限度額の引き上げにより、平成30年度においては1人世帯で所得約689万円以上の世帯が課税限度額93万円の対象となります。

(平成29年度／1人世帯で課税限度額89万円となった所得約639万円)

区分	所得割	均等割額	平等割額	最高限度額
医療分	7.9%	16,000円	19,800円	580,000円
後期高齢者支援分	3.4%	6,400円	7,000円	190,000円
介護分(40～64歳)	2.7%	8,000円	5,000円	160,000円

(2) 軽減対象となる所得

低所得層の世帯(下記の表による軽減対象所得を超えない世帯)については、軽減措置の拡充により国保税の負担減となる世帯が増加します。

※5割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	平成29年度	平成30年度(改正後)
1人	600,000円	605,000円
2人	870,000円	880,000円
3人	1,140,000円	1,155,000円
4人	1,410,000円	1,430,000円
5人	1,680,000円	1,705,000円

※2割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	平成29年度	平成30年度(改正後)
1人	820,000円	830,000円
2人	1,310,000円	1,330,000円
3人	1,800,000円	1,830,000円
4人	2,290,000円	2,330,000円
5人	2,780,000円	2,830,000円

【施行期日】

平成30年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり